

福島県自殺対策推進行動計画

**平成19年12月
福島県**

目 次

第1章 計画策定の趣旨・目標

- 1 計画策定の趣旨……………1～2p
- 2 自殺対策推進の基本的考え方……………2～3p
- 3 目標及び計画期間……………3p

第2章 具体的な取組み

- 1 調査研究の推進……………4～5p
- 2 未然防止のための取組み……………6～10p
 - (1) 普及啓発の推進
 - (2) 人材の育成と資質の向上
 - (3) 相談体制等の整備・充実
 - (4) 関係機関との連携の確保等
- 3 自殺発生時の危機対応のための取組み……………11p
- 4 自殺発生後の対応のための取組み……………11～13p
- 5 関係者への支援・協力……………13p

第3章 推進体制等

- 1 連携協力の確保……………14p
 - (1) 福島県自殺総合対策庁内連絡会議の開催
 - (2) 福島県自殺対策推進協議会の開催
 - (3) 国への働きかけ
- 2 計画推進のために……………15p
 - (1) 計画の進行管理
 - (2) 言葉遣いについて

資料編

- 1 福島県の自殺の現状……………16～21p
- 2 各関係機関・団体等における取組み……………22～30p
- 3 市町村における自殺対策の主な取組み及び担当窓口……………31～39p
 - (1) 市町村における自殺対策の主な取組み
 - (2) 市町村の担当窓口
- 4 各種相談窓口一覧……………47～53p

第1章 計画策定の趣旨・目標

1 計画策定の趣旨

本県の自殺者数は、平成10年に500人を超えて以来、高水準で推移し、ここ数年増加傾向にあります。平成18年の人口動態統計(注1)では618人と過去最多となりました。また、人口10万人当たりの自殺者数も29.9人となっており、全国平均の23.7人を大きく上回るなど、自殺は本県にとって極めて大きな社会問題の一つとなっています。

これまで、県では、心の健康づくり・精神保健の一環として、特にうつ病に焦点を当てた対策を講じるとともに、関係機関・団体の御協力をいただき、精神保健福祉センターに「福島県自殺予防対策協議会」を設置し、情報の交換や自殺予防対策のあり方の検討等を行ってきたところです。

このような中、国においては、「自殺対策基本法」が議員立法により成立し、平成18年6月に公布、同年10月に施行されるとともに、平成19年6月8日には、政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が決定されました。

「自殺対策基本法」では、自殺対策は、「自殺の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組みとして実施されるべきこと」や、「単に、精神保健的な観点からだけでなく、自殺の実態に即して実施されるべきこと」、「事前予防、危機対応に加え自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されるべきこと」、「国・地方公共団体・医療機関・事業主・学校・関係する民間団体等の相互の密接な

注1：出生、死亡、婚姻、離婚、死産の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とした調査により得られた統計データをいいます。

連携の下に実施されるべきこと」が、基本理念（第2条）として示されるとともに、「地方公共団体が、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」を、地方公共団体の責務（第4条）として規定しています。

このため、本県においては、自殺対策に率先して取り組んでいく必要があるとの認識のもと、総合的な自殺対策を推進し、自殺の防止、自殺（自死）者の親族等に対する支援の充実を図るため、「福島県自殺対策推進行動計画」を策定しました。

今後、これまで以上に「いのちの重み」、「いのちの大切さ」を認識し、本計画の実行を通して、県民一人ひとりが生き生きとした暮らしができる“心暖かな、思いやりが息づく”福島県を創っていきます。

2 自殺対策推進の基本的考え方

第一に、自殺は、その背景に様々な社会的要因が関与していることから、各種の相談機関相互の連携を強化するなど、問題を抱えた人に対する相談体制を充実・強化し、自殺に繋がる可能性のある人を見逃さないための取組みを進めます。

第二に、県民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう、知識の普及や様々な啓発活動等により、自殺に対する県民の理解を促進するとともに、地域における保健福祉活動関係者など地域の力を活用しながら、自殺に結びつくような状況にある人の早期発見・早期対応のための取組みを進めます。

第三に、自殺未遂者や自殺（自死）者の親族等への事後対応（支援等）の取組みは、これまで本県で未対応であったものであり、再度の自殺を防ぐなど、将来の事前予防へのつながりも期待されることから、支援策の検討も含めた新たな取組みを進めます。

第四に、国、市町村、医療機関、事業主、学校、民間団体等の関係機関・団体における意見交換等により、自殺に対する問題意識の共有を図り、相互の連携強化に努め、自殺対策を充実させていきます。

なお、効果的な自殺対策の実践には、より実態に即した取組みが必要である反面、その調査研究に関する取組みは始まったばかりであることから、実態の解明・把握に関する取組みと平行して、これまでの取組みや国、他自治体の成果等を参考に、効果があると考えられる取組みを進めます。

また、これらの取組みについては、「自殺対策基本法」の趣旨を踏まえ、「自殺総合対策大綱」との整合を図ることはもとより、青少年、中高年、高齢者の世代別の自殺の特徴を踏まえながら総合的な取組みとして実施します。

3 目標及び計画期間

福島県新長期総合計画「うつくしま21」との整合を図り、平成22年までに年間の自殺者数を500人以下とすることを目標とします。

また、平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間としています。

第2章 具体的な取組み

1 調査研究の推進……………法第11条

- ① 自殺対策の充実を図るため、自殺対策に関する情報の収集を行うとともに、継続した自殺の現状分析を実施します。

【保健福祉部】、【警察本部】

- ② 児童生徒の自殺予防に資するため、児童生徒の自殺については、国の調査基準を踏まえ、必要に応じ第三者の協力を得ながら、教育現場における実態把握を実施します。

なお、調査に当たっては、自殺未遂者や親族等のプライバシーに十分配慮して実施します。

【教育庁】

- ③ 中高年や高齢者におけるうつ病の実態把握のため、市町村と連携したうつ病のスクリーニング調査^(注2)や、市町村で実施している65才以上の生活機能評価^(注3)結果の分析を行います。

【保健福祉部】

- ④ 自殺に関する調査結果や統計資料等について、ホームページ等を活用し公表します。

【保健福祉部】

注2：うつ病のおそれがある人を簡単な方法で見分けるための調査です。いくつかの質問に答えを記入する自記式や保健師などが面接する面接調査などの方法があります。うつ病のおそれがある人に医療機関や相談機関への受診を勧めることによって、早期発見・早期治療に役立てます。

注3：市町村長が、介護を要する状態となるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防事業を実施するために65歳以上の方を対象として実施する健康診査です。

- ⑤ 今後の自殺予防対策や自殺未遂者・親族等の支援策に役立てるため、自殺の原因や経過等を把握し、国が実施する調査・研究について協力します。

【保健福祉部】

2 未然防止のための取組み……………法第12、13、14、15、16条

(1) 普及啓発の推進

- ① 県民の自殺問題への理解の促進を図るため、自殺に関するホームページの開設やパンフレットの作成配布を行うなど、様々な広報媒体等を活用した啓発活動を実施します。特に自殺予防週間(注4)においては、集中的に啓発活動を実施します。

【保健福祉部】

- ② 精神疾患、精神医療に対する偏見をなくし、うつ病に関する知識の普及や早期受診の啓発のため、中高年を中心としたうつ病やこころの健康に関するセミナー等を実施します。

【保健福祉部】

- ③ 児童生徒の自殺予防のため、児童生徒を対象に「いのちの大切さ」を伝える教育を実施するとともに、教職員、保護者に対する啓発活動を実施します。

【教育庁】

注4：自殺対策を推進するためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要であることから、平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」することとされています。

- ④ 地域で保健福祉に従事する介護支援専門員(注5)等の在宅介護事業従事者や民生委員・児童委員(注6)等に対して、自殺に関する正しい知識を普及するため、研修会等の機会を通じてこころの健康づくりや自殺予防に関する啓発を実施します。

【保健福祉部】

- ⑤ 高齢者と高齢者を介護する者の自殺予防に繋げるため、高齢者及びその家族の総合相談窓口となる地域包括支援センター(注7)の職員を対象に、相談業務に関する資質向上のための研修等を実施します。

【保健福祉部】

- ⑥ 青少年の自殺を誘発するおそれのある興行や図書類などを有害図書類に指定し、青少年に対する販売や閲覧などを規制します。

【生活環境部】

- ⑦ 自殺の背景にある経済、仕事、家庭、健康等のそれぞれの諸問題に対応する行政、司法、民間団体等の関係機関・団体による相談窓口について、ホームページやパンフレット等を活用し、県民へ周知します。

【保健福祉部】、【全庁】

注5：介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切なサービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人をいいます。

注6：民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、生活に困っている人、高齢者、児童、障がい者、母子・父子家庭などからの様々な相談を受けたり、調査、援助活動を行う人をいいます。

注7：日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師等の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ各種サービスや住民活動を結びつける取組みや、個別サービスのコーディネートをもち行う地域の中核機関です。

(2) 人材の育成と資質の向上

- ① 自殺と関連する社会的要因に関する相談員の資質向上を図るため、問題を抱えている人に接する機会の多い各種相談窓口の職員を対象に、自殺に関する研修等を実施します。

【全庁】、【保健福祉部】

- ② 教職員の相談業務に関する資質向上のための研修等を実施します。

【教育庁】

- ③ こころの健康問題に関する相談機能の維持・向上のため、保健師等の地域保健スタッフに対する研修を実施します。

【保健福祉部】

(3) 相談体制等の整備・充実

- ① 保健福祉事務所などの県機関及び関係する団体において、専門の職員が保健・医療・福祉に係る様々な悩み事等に関する相談に対応します。

● 保健福祉部関係機関と主な相談内容

- ア 各保健福祉事務所：こころやからだの健康に関すること。
- イ 各児童相談所：児童虐待ほか18歳未満の子どもに関すること。
- ウ 女性のための相談支援センター：ドメスティック・バイオレンスに関すること。
- エ 障がい者総合福祉センター：障がい者の福祉に関すること。
- オ 総合療育センター：障がいをもつ子どもたちの治療・訓練等に関すること。
- カ 精神保健福祉センター：精神保健福祉全般に関すること。

【保健福祉部】

- ② 精神保健福祉センターや保健福祉事務所で実施するところの健康に関する相談窓口の機能を充実します。

【保健福祉部】

- ③ 県政に関する相談・要望や県民生活に関する相談、交通事故の損害賠償等に関する相談に対応します。

【知事直轄】

- ④ 消費生活センターにおいて、専門の職員が消費者被害など消費生活に関する相談に対応します。

【生活環境部】

- ⑤ 多重債務に陥った事情の丁寧な聴取や具体的解決方法の検討・助言ができるよう、消費生活センターの相談体制を充実します。

【生活環境部】

- ⑥ 男女共生センターにおいて、生活全般の悩み事や問題、法律や心と体の健康に関する相談に対応します。

【生活環境部】

- ⑦ 外国出身県民をサポートするため、在住外国人に対する生活相談に対応します。

【生活環境部】

- ⑧ 中小企業者の経営相談や資金繰りに関する相談に対応します。

【商工労働部】

- ⑨ 労働に関する困り事について法的なアドバイスや解決方法に関する情報提供を行います。

【商工労働部】

- ⑩ 失業者や就労を希望する者に対し、就職や職場定着に関する支援を行うとともに、ニートに関する悩み事や困り事についての相談に対応します。

【商工労働部】

- ⑪ 児童生徒向けの相談体制を充実させるため、小・中・高等学校スクールカウンセラー(注8)を配置します。

【教育庁】

- ⑫ 児童生徒が不安や悩み事を容易に打ち明けられるよう、学校教育相談員(注9)を配置し、電話などによる相談に対応します。

【教育庁】

- ⑬ いじめ問題や少年の悩み事に関する電話相談等を実施します。

【教育庁】、【警察本部】

- ⑭ 県民の不安や悩み事に関する相談の受付や相談事に対する助言等を行う警察安全相談を実施します。

【警察本部】

注8：いじめや不登校等の児童生徒の問題行動の解決を図るため、臨床心理士や精神科医等、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人で、県教育委員会から委嘱を受け、児童生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・指導などを行う人をいいます。

注9：いじめ問題や不登校等学校不適應問題の未然防止、早期解決を図るため、県教育委員会の委嘱を受け、各教育事務所長及び教育センターに所属し、児童生徒、保護者及び教員に対して電話相談・訪問相談などの教育相談及び助言等を行う人をいいます。

- ⑮ 犯罪被害者に対する相談に対応します。

【警察本部】、【生活環境部】

(4) 関係機関との連携の確保等

- ① 地域・職域連携推進協議会(注10)を活用するなど、地域保健、職域保健との連携を強化し、地域や職場におけるこころの健康づくりを支援します。

【保健福祉部】

- ② 相談者の複合的な悩み事に適切に対応するため、相談窓口によるネットワークを構築するなど、各種相談機関相互の連携を強化します。

【保健福祉部】、【全庁】

- ③ 福島県多重債務者対策協議会(注11)において、県弁護士会・県司法書士会、その他関係機関・団体と多重債務対策の推進について必要な協議を行います。

【生活環境部】

注10：地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源（人的資源、施設等）を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的に設置された協議会です。

注11：多重債務問題が深刻な社会問題となる中で、県内関係機関・団体相互の緊密な連携の下、多重債務者に関する対策を効果的に推進することを目的として設置された協議会です。県庁内関係部局・警察・市町村・弁護士会・司法書士会等の関係機関・団体の代表者から構成されています。

3 自殺発生の危機対応のための取組み……法第14、15、16条

- ① 精神保健福祉センターや保健福祉事務所に自殺予防に係る相談窓口を設置します。

【保健福祉部】

- ② インターネット上の自殺予告事案に対し、迅速に対応します。

【警察本部】

- ③ 市町村と連携し、中高年を対象としたうつ病のスクリーニング調査とハイリスク者に対する支援を行います。

【保健福祉部】

- ④ うつ病の早期発見・早期治療に繋げるため、地域の医師会と連携し、かかりつけ医や産業医等に対し精神疾患に関する情報提供や研修を行います。

【保健福祉部】

4 自殺発生後の対応のための取組み……法第13、17、18条

- ① 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、精神保健福祉センターや保健福祉事務所において、自殺未遂者やその親族等を対象とした、自殺予防に係る相談に対応します。

【保健福祉部】

- ② 自殺未遂者やその親族等に対し、自治体の各種相談窓口や関連する民間団体等の連絡先等の情報を提供します。

【保健福祉部】、【警察本部】

- ③ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、救急医療機関と精神科医療機関、各種相談窓口との連携のあり方について、医療ソーシャルワーカー(注12)の活用を含め検討します。

【保健福祉部】

- ④ 関係者との意見交換会や相談対応の中から、自殺未遂者やその親族等のニーズを把握し、支援方法を検討します。

【保健福祉部】

- ⑤ 相談業務に関わる教職員の資質向上に向けた取組みの中で、自殺が起きてしまった後の他の子どもたちや家族に対するケアに関する研修等を実施します。

【教育庁】

- ⑥ 自殺（自死）者の親族等の心理的影響を和らげ、回復を促すため、精神保健福祉センターや保健福祉事務所において、民間団体との協力連携を図りながら、自殺（自死）者の親族等の相談に対応します。

【保健福祉部】

- ⑦ 自殺（自死）者の親族等への配慮の観点から、自殺（自死）者の親族等と接することの多い警察官に対し、自殺（自死）者の親族等の心理や自殺対策への理解を深めるなど、資質向上のための教育研修等を実施します。

【警察本部】、【保健福祉部】

注12：病院などの保健・医療機関において『疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る』専門職をいいます。

- ⑧ 自殺（自死）者の親族等に対し、自治体の各種相談窓口や関連する民間団体等の連絡先等の情報を提供します。

【保健福祉部】、【警察本部】

- ⑨ 関係者との意見交換会や相談対応の中から、自殺（自死）者の親族等のニーズを把握し、支援方法を検討します。

【保健福祉部】

5 関係者への支援・協力……………法第13、16、19条

- ① 市町村や民間団体等に対し、こころの健康等の相談活動や自殺予防活動に従事する人材の育成等に関する支援を行います。

【保健福祉部】

- ② 市町村における自殺対策推進のため、会議を開催するとともに、市町村の関係職員等を対象とした研修等を実施します。

【保健福祉部】

- ③ 市町村が実施するうつ予防に関する取組みを支援します。

【保健福祉部】

- ④ 市町村における多重債務に関する相談対応体制の充実を図るため、市町村と関係機関とのネットワーク構築を支援するとともに、市町村からの照会・相談に対応します。

【生活環境部】

- ⑤ 民間団体が行う相談事業や啓発活動など、自殺対策のための取組みへの協力・支援を行います。

【保健福祉部】、【全庁】

第3章 推進体制等

1 連携協力の確保

(1) 福島県自殺総合対策庁内連絡会議^(注13)の開催

県庁内の各部署が相互の連携のもと自殺対策に取り組むことができるよう定期的に福島県自殺総合対策庁内連絡会議を開催します。

(2) 福島県自殺対策推進協議会^(注14)の開催

国、県、市町村、医療機関、事業主、学校、民間団体等の関係機関・団体との連携を強化し、各機関が行う自殺対策が有効に行われるよう定期的に福島県自殺対策推進協議会を開催します。

(3) 国への働きかけ

国は、自殺総合対策大綱の中で、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因に係る制度、慣行の見直しを進めることが重要であるとしていますが、これらは、基本的に国が負うべき役割であることから、国の今後の取組みを注視し、必要に応じ要望等を行っていきます。

注13：県庁内における自殺対策に関する情報の共有と、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的として設置された会議です。知事部局・教育庁・警察本部において県民生活における各種の悩み事等の相談窓口を所管するグループ（課）の参事（課長）等により構成されています。

注14：自殺対策を総合的に推進することを目的として設置された協議会です。自殺対策基本法においても、自殺対策は「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施すべき」とされていることから、本協議会のメンバーは学識経験者、医療関係者、自殺予防対策を実施する民間団体、行政等の代表者から構成されています。

2 計画推進のために

(1) 計画の進行管理

計画の着実な展開を図るため、具体的な取組み状況について、福島県自殺対策推進協議会に報告し、専門家等の意見を踏まえながら点検・評価を実施していくとともに、結果を公表していきます。

また、点検・評価の結果や、国等による自殺の実態解明の調査研究結果など自殺対策を巡る国内外の変化を踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

(2) 言葉遣いについて

現在、「自殺」と「自死」といった言葉遣いに関して、様々な議論が展開されています。

どのような言葉遣いが適切なのか、この用語の問題については、幅広く関係者の意見を聴いて研究していきます。

資料編

1 福島県の自殺の現状……………16～21p

2 各関係機関・団体等における取組み

- ・ 社団法人福島いのちの電話……………22～24p
- ・ 福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会……………25～27p
- ・ 社団法人福島県医師会……………28p
- ・ 福島県精神保健福祉協会……………29p
- ・ 福島労働局……………30p

3 市町村における自殺対策の主な取組み及び担当窓口

(1) 市町村における自殺対策の主な取組み

- ・ 福島市……………31p
- ・ 郡山市……………32p
- ・ 二本松市……………33p
- ・ 大玉村……………34p
- ・ 玉川村……………35p
- ・ 鮫川村……………36p
- ・ 柳津町……………37p
- ・ 檜枝岐村……………38p
- ・ 飯舘村……………39p

(2) 市町村の担当窓口……………40～46p

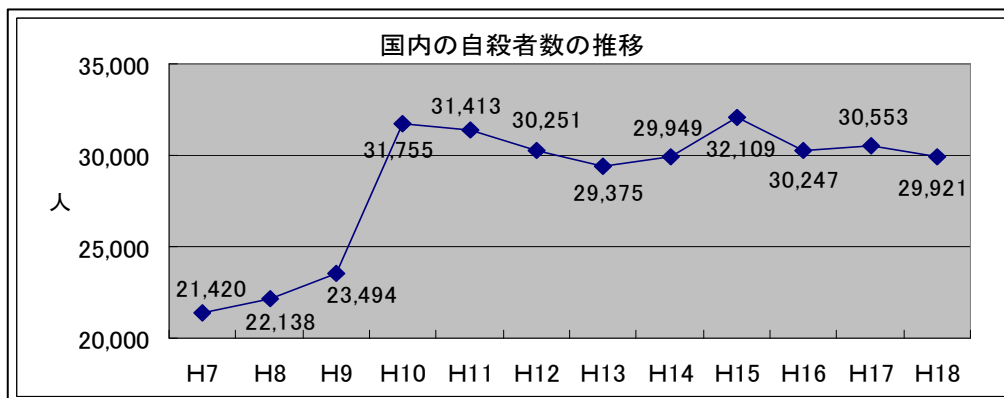
4 各種相談窓口一覧……………47～53p

1 福島県の自殺の現状

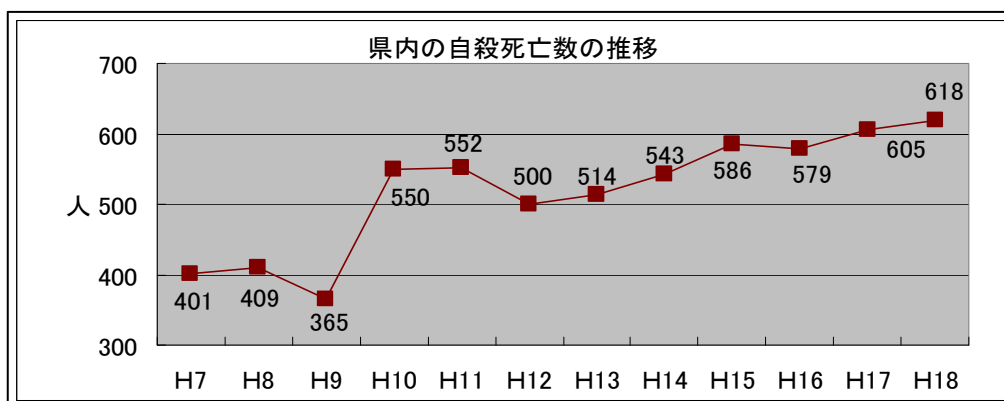
(1) 自殺者数(自殺率)の年次推移

平成10年から急増した自殺者数

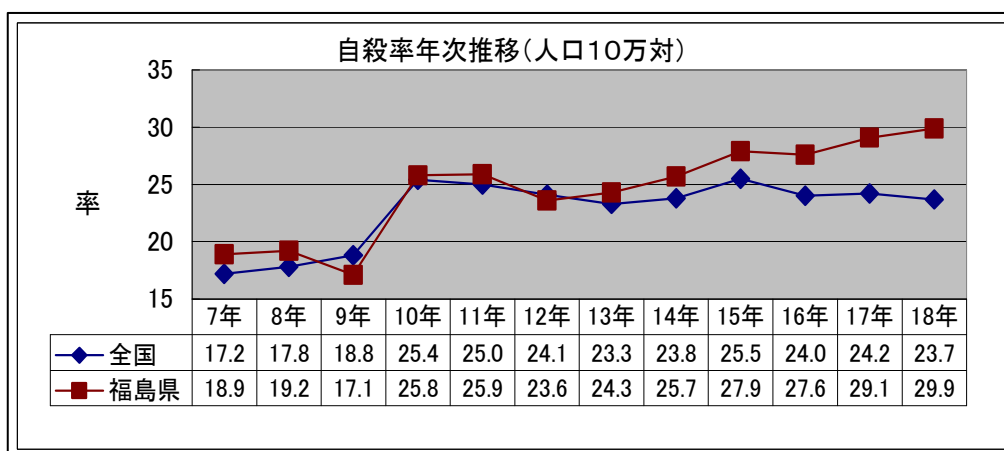
自殺者数は、平成10年に全国的に上昇し、福島県でも同じ動きが見られた。その後も上昇傾向にあり、平成18年の福島県の自殺者数は618人、自殺率29.9（10万人あたり自殺者数）となっており（全国でワースト第8位）、毎日1～2名が自殺により死亡していることになる。



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」



資料：厚生労働省「人口動態統計」及び福島県保健福祉部「保健統計の概要」

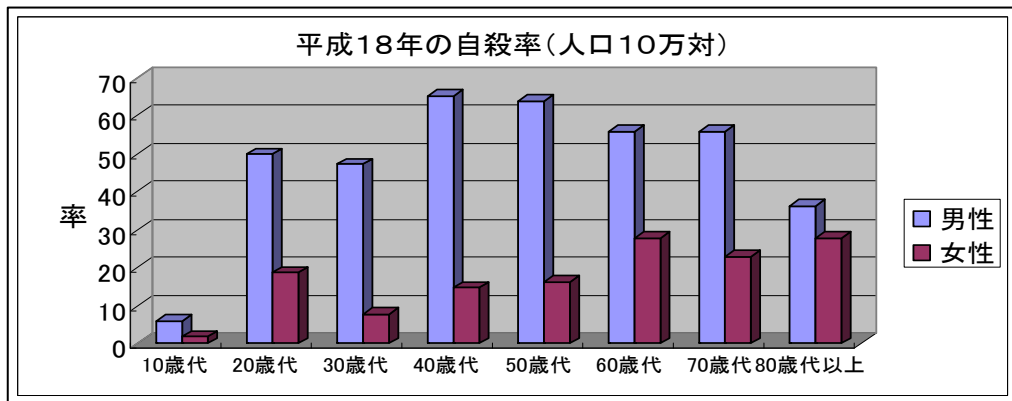
(2) 性別・年齢階級別自殺率

男性に多い自殺、中高年の高い自殺率

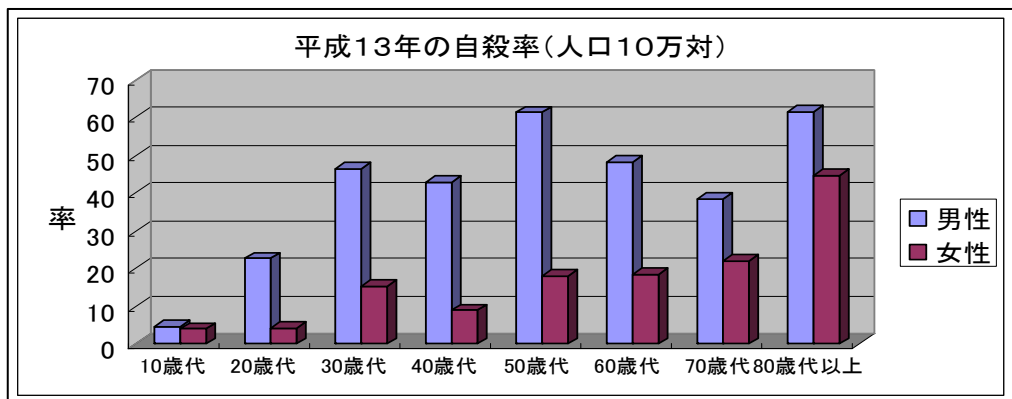
平成18年の自殺率を年齢階級別に見ると、男性では40歳代から50歳代にかけてピークがあり、女性では、加齢とともに高くなる傾向がある。

また、年代別では、どの年代でも男性が女性よりも高い比率となっている。

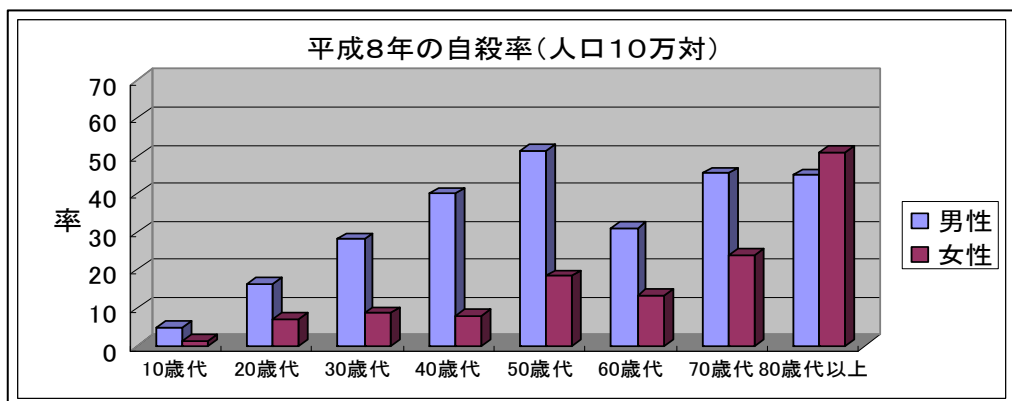
特に、平成8年から平成18年にかけては、働き盛りの中高年層を含む20代から60代にかけての男性の自殺率増加が顕著であり、本県における近年の自殺者数の増加は、青年層から中高年層の男性の自殺者数が影響していると推測される。



資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」



資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」

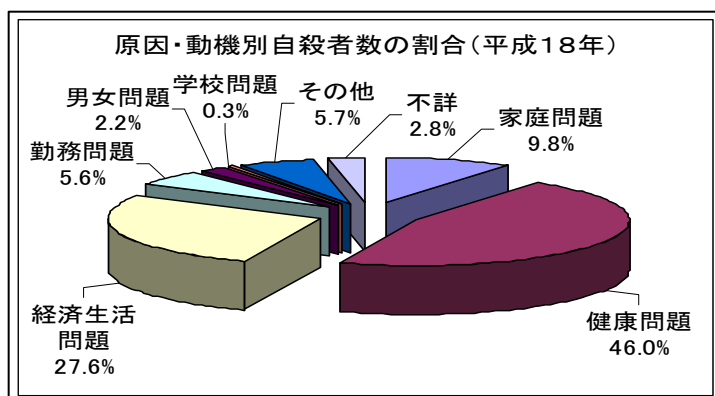


資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」

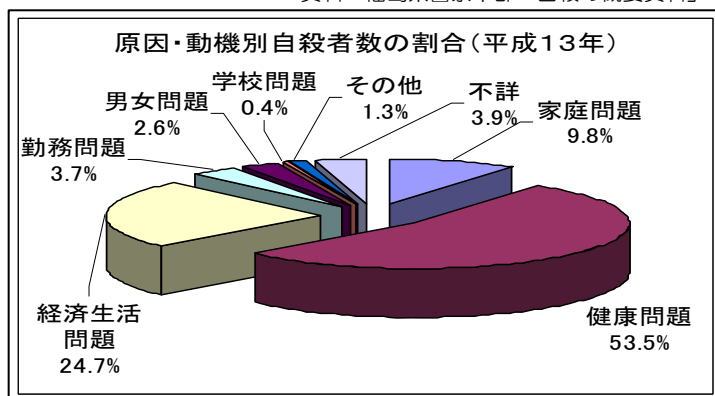
(3) 自殺の原因・動機

経済生活問題を原因とする自殺の増加

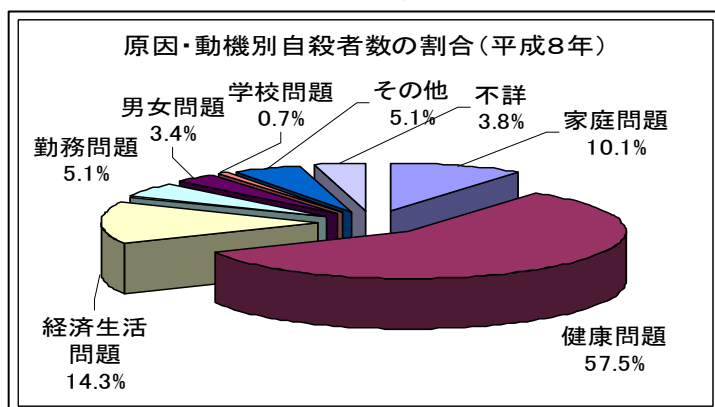
自殺の原因・動機については、全ての年(平成18年、平成13年、平成8年)において、「健康問題」が約半数を占め、次いで「経済生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」、「男女問題」、「学校問題」の順となる傾向が続いている。自殺者数の急増前(平成8年)と急増後(平成13年)、近年(平成18年)を比較すると、平成8年は、「健康問題」が57.5%で「経済生活問題」が14.3%であったが、平成13年には、「健康問題」が53.5%、「経済生活問題」が24.7%、平成18年では、「健康問題」が46.0%、「経済生活問題」が27.6%となるなど、全体に占める「健康問題」と「経済生活問題」の合計が7割を超え(平成8年:71.8%、平成13年:78.2%、平成18年:73.6%)、自殺に至る主な原因・動機が、「健康問題」と「経済生活問題」であることが解る。



資料：福島県警察本部「自殺の概要資料」



資料：福島県警察本部「自殺の概要資料」



資料：福島県警察本部「自殺の概要資料」

さらに、各原因・動機の割合の推移から、『「健康問題」が占める割合の減少』と『「経済生活問題」が占める割合の増加』という傾向が見られ、特に「経済生活問題」が占める割合は、平成8年と平成18年では大幅に増加(93%増)しており、社会経済の変動が自殺者数の増加に大きな影響を及ぼしていることが推測される。

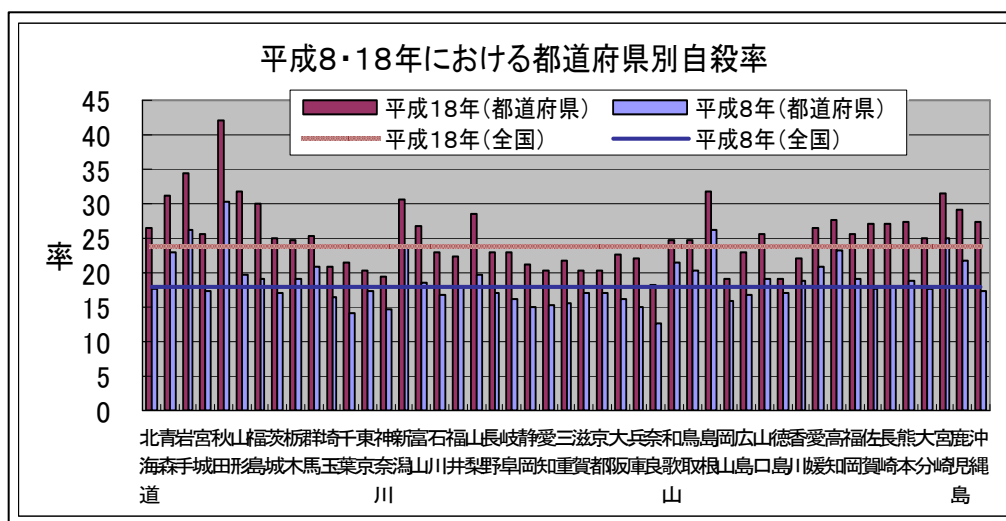
なお、参考までに平成18年の全国の状況は、「健康問題」が47.9%と最も多く、次いで「経済生活問題」が21.7%、「家庭問題」が9.2%となっている。

(4) 自殺と地域性

ア 都道府県別自殺率

平成18年の都道府県別自殺率を見ると、東北地方や四国・九州の県で高く、大都市周辺で低い傾向がある。この、東北・四国・九州の県で自殺率が高いという現象は、過去5年間のデータでも同様の傾向を示している。近年の平成8年との比較では、全ての都道府県で自殺率が増加している。

また、本県の自殺率は、平成8年が19.2で平成18年が29.9となっており、全国平均(17.8→23.7)と比較して増加の度合いが大きい。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

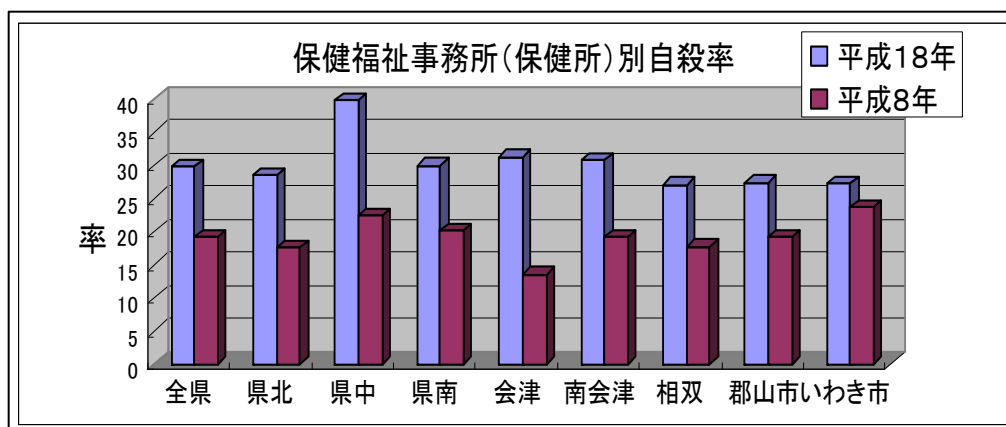
● 自殺率による都道府県別順位（高率県）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
平成14年	秋田	青森	岩手	島根	新潟	宮崎	山形	高知	和歌山	佐賀
平成15年	秋田	青森	岩手	新潟	富山	宮崎	島根	山形	福井	長崎
平成16年	秋田	青森	岩手	高知	島根	宮崎	新潟	山形	鹿児島	福島
平成17年	秋田	青森	岩手	山形	富山	宮崎	高知	新潟	長崎	福島
平成18年	秋田	岩手	山形	島根	宮崎	青森	新潟	福島	鹿児島	山梨

資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 保健福祉事務所(保健所)別自殺率

保健福祉事務所（保健所）ごとに平成8年と平成18年の自殺率を比較すると、全ての管内で自殺率の増加が見られる。増加の割合は、会津管内が最も高く(2.3倍)、次いで県中(1.8倍)、県北(1.6倍)、南会津(1.6倍)、県南(1.5倍)、相双(1.5倍)、郡山市(1.4倍)、いわき市(1.1倍)の順となっている。また、平成18年においては、県中保健福祉事務所管内の自殺率(39.9)が最も高い。



資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」

なお、自殺者数は下記のとおり。

●保健福祉事務所(保健所)別自殺者数

	全県	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	郡山市	いわき市
平成8年	409	87	49	37	42	7	38	63	86
平成18年	618	145	88	46	86	10	54	93	96

(5) 主な死因別順位

自殺は第6位(死亡総数に占める割合)

平成18年の全国の死因順位は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患、第4位が肺炎、第5位が不慮の事故、第6位が自殺となっており、死亡総数に占める割合は、2.8%となっている。また、福島県では、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患、第4位が肺炎、第5位が老衰、第6位が不慮の事故、第7位が自殺となっており、県内の死亡総数に占める割合は、3.0%となっている。

平成18年における死亡総数に占める自殺の割合を男女別に見ると、女性が全国、本県ともに1.7%であるのに対し、本県の男性では4.1%となり、全国の3.7%をさらに上回っている。

●死因順位

	全体		男性		女性	
	国	県	国	県	国	県
平成8年	6位	7位	6位	6位	8位	9位
平成13年	6位	7位	6位	6位	8位	8位
平成18年	6位	7位	6位	5位	8位	8位

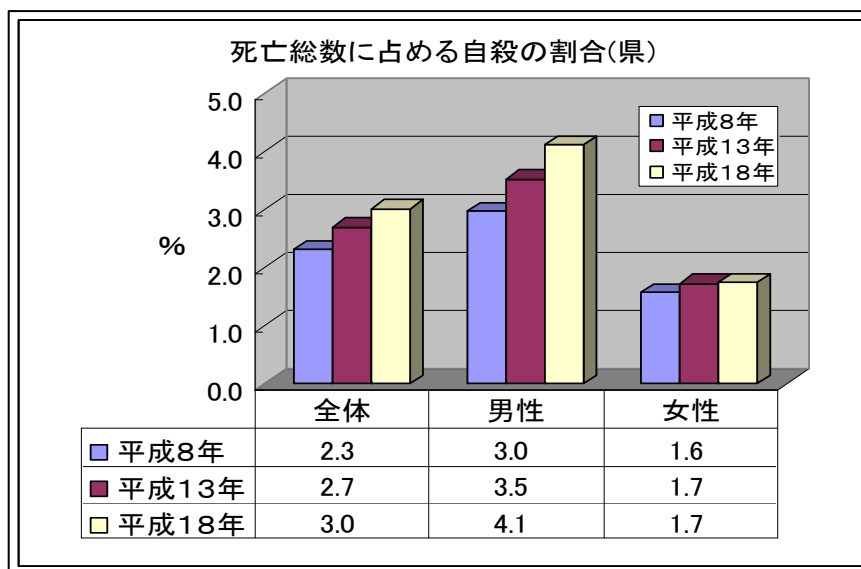
資料：厚生労働省「人口動態統計」

●死亡総数に占める自殺の割合(平成18年)

	全国			県		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
割合	2.8	3.7	1.7	3.0	4.1	1.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」

本県における死亡総数に占める自殺の割合を、自殺者数の急増前(平成8年)と急増後(平成13年)、近年(平成18年)と比較すると、女性における自殺の割合がほぼ横這いであることに比べ、男性では、自殺が占める割合の明らかな上昇が見られ、男性の自殺者数の増加が、県全体の自殺者数の増加に大きく影響を及ぼしていることがこのデータからも解る。



資料：福島県保健福祉部「保健統計の概要」

(6) まとめ

近年の本県における自殺の主な特徴（「男性に多く、特に中高年層での自殺率が高い。」「経済生活問題を原因・動機とする自殺が増加している。」など）から、今後より効果的な取組みを実施するためには、働き盛りの男性へのアプローチが重要な課題となってくる。

2 各関係機関・団体等における取組み

関係機関・団体名	社会福祉法人福島いのちの電話
取組み(事業)の名称	自殺予防等電話相談
取組み(事業)開始年度	平成9年度
主な対象者	困難な問題を抱え、誰にも話せず助けを求めている人全般（青少年から高齢者まで）
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 困難や心の危機に直面しながら、独り悩み苦しんでいる人たちに、電話を通して、よき隣人として心を通わせ対話することで、危機を克服し自ら生きる勇気を持ってほしいと願うボランティア活動。この活動により、悩んでいる人が、「自分の現在の状況を正しく把握し、再びやり直す力が自分にはある」と気づくよう援助を行うことが最大の目的。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電話相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談員数 142名 ・相談件数 13,630件（2006年1月～12月） ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 開局10年記念事業 「命の大切さ」特別講演の実施 ② 活動のPR <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の広報誌の発行 ・マスコミを活用した広報（NHKみんなの広場） ③ 他県の団体（仙台いのちの電話）との交流、情報交換 <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電話相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 通常の受信 <ul style="list-style-type: none"> ・受信時間 午前10時～午後10時（年中無休） ・受信電話 2台 ② フリーダイヤルによる受信 <ul style="list-style-type: none"> ・受信日時 9月以降毎月10日（24時間） ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 活動のPR <ul style="list-style-type: none"> ・福島いのちの電話10年記念誌の発行 ・年2回の広報誌の発行 ・各種マスコミを活用した広報 ② 他県の団体（茨城いのちの電話センター）との交流、情報交換 <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画 今後も、新規事業も視野に入れながら、継続して事業に取り組んでいく。</p>	

関係機関・団体名	社会福祉法人福島いのちの電話
取組み(事業)の名称	自殺予防等に関する公開講座等の開催
取組み(事業)開始年度	平成7年度
主な対象者	いのちの電話の活動に関心のある人及び相談員としての活動を希望する人
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 多くの県民が、自殺について、また、いのちの電話の活動についての理解を深め、自殺予防活動への参加を促す。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺予防に関する公開講座：年6回 自殺の予防といのちの電話の使命を伝えるとともに、新規相談員を募集。 講座名：「青年期の心理」「働き盛りのメンタルヘルス」 「身近な人を亡くしたとき」「高齢者の心理」 「あたたかな心を育む」「いのちの電話の使命」 ◆ 市民精神保健福祉講座、高齢者の心の健康推進研究会への講師派遣 <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺予防に関する公開講座：年6回 自殺の予防といのちの電話の使命を伝えるとともに、新規相談員を募集。 講座名：「こころを聴くということ」「児童虐待について」 「中高年の心の危機」「心の病について」 「こころのサインを聴く」「いのちの電話の使命」 <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画 年6回の公開講座を実施するなど、これまでと同様の取組みを実施する。</p>	

関係機関・団体名	社会福祉法人福島いのちの電話
取組み(事業)の名称	相談員ボランティアの養成
取組み(事業)開始年度	平成7年度
主な対象者	相談員ボランティア活動を希望する人
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的</p> <p>困難や心の危機に直面しながら、独り悩み苦しんでいる人たちに、電話を通して、よき隣人として心を通わせ対話をするボランティアの養成。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規相談員養成研修：毎月1回 グループ研修、スーパービジョン※、フリーダイヤル対応全体研修の実施により相談員のレベルアップを図った。 <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規相談員養成研修：毎月1回 グループ研修、スーパービジョン※、フリーダイヤル対応全体研修の実施により相談員のレベルアップを図る。 ◆ 内部リーダー養成開始（4年計画） <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <p>これまでと同様に新規相談員の養成を図るとともに、内部リーダー養成を継続する。</p> <p>※スーパービジョン：精神医学やソーシャルワークなどにおいて、熟練した指導者（スーパーバイザー）が、事例の担当者に、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。</p>	

関係機関・団体名	福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会
取組み(事業)の名称	自死遺族支援事業
取組み(事業)開始年度	平成16年度
主な対象者	自死で親族等を亡くされた方
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 自死遺族の孤立感をやわらげ、心の安定と平安を支援する。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「れんげのつどい（自死遺族のわかちあい）」の開催 2か月に1回（偶数月）に開催 ◆ 「綴り箱」の運用 苦しくて仕方がない時、辛い気持ちを何処かに吐き出したいとき、そんな時に胸の内を書き綴ることのできる「綴り箱」を開設。 E-mail、Fax、郵便により受付。 <p>○ 平成19年度 平成18年度に同じ。</p> <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「れんげのつどい」の開催 ◆ 「綴り箱」の運用 ◆ 電話相談による援助活動の実施に向けた準備（新規事業） 	

関係機関・団体名	福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会
取組み(事業)の名称	自死予防・自死遺族支援周知事業
取組み(事業)開始年度	平成16年度
主な対象者	全ての県民
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 自死予防の啓発と自死遺族への理解を深める。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ れんげの会リーフレットの発行：10,000部 ◆ 大学等での講義 演題：「自殺予防教育プログラム」 <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自死遺児支援を考えるシンポジウムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成19年9月29日（土）PM1:30～4:30 ・会場：福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ ・講演：「自死遺児との出会い」 講師 清水康之（NPO法人ライフリンク代表） ・シンポジウム：「今、遺された子どもたちを支えるために」 ・参加者：約260名 ◆ 自死遺児支援を考えるミニ講演会&座談会 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成19年11月10日（土）PM1:30～4:00 ・会場：アクティ大町 ・講演：「自死遺児の声」 講師：斉藤勇輝（わかちあいの会あんだんてスタッフ） 「支援者からのメッセージ」 講師：橋本節子（針生ヶ丘病院臨床心理士） ◆ 大学等での講義 演題：「自殺予防と遺族のケア」 「近親の自死で遺された遺族の心のケア」 「自殺予防と遺児のサポート」 ◆ 「れんげ通信」の発行：年3回発行 <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「れんげ通信」の発行 ◆ 講演会等の開催 ◆ 学校・その他での講義、講演 	

関係機関・団体名	福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会
取組み(事業)の名称	ファシリテータ養成並びに継続研修
取組み(事業)開始年度	平成17年度
主な対象者	遺族ケアに関わるスタッフ・関心を持つ人
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 自死遺族ケアの質の確保、維持及び向上 自死遺族ケアの場の拡大 ファシリテータとしての意識の向上</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ファシリテータ養成研修 (仙台グリーンケア研究会との共催) ・ 1日研修：平成18年7月 ・ 2日研修：平成19年2月 ◆ スタッフ研修：年6回 <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ スタッフ研修：年6回 ◆ 自死遺児支援を考える講演会・座談会（周知事業にも併載） 平成19年11月10日 ◆ ファシリテータ研修（東京） 平成20年 1月26日 <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ スタッフ研修：年6回 ◆ ファシリテータ研修（開催地、開催日時は未定） ◆ 自死遺児支援のための勉強会 	

関係機関・団体名	社団法人福島県医師会
取組み(事業)の名称	心身すこやかネットワーク
取組み(事業)開始年度	平成19年度
主な対象者	産業医を中心に一般のかかりつけ医
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的</p> <p>自殺の大きな原因が、うつ病であることから、精神科への一般の人の抵抗感をなくす為に、産業医、専門医、かかりつけ医のネットワークづくりと研修。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <p>平成16年度より、うつ病は治るとの観点から、日本医師会指導のもと、行政、福島県産業保健推進センターと協力し、各所でうつ病に関する研修会を開催。</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>産業医を中心とした「心身すこやかネットワーク」を、県立医大、各方部医師会との連携により福島県産業保健センターと共同で7月に立ち上げ。</p> <p>今後は、自殺予防と認知症の二つを大きなテーマとして啓蒙、研修を予定している。</p> <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <p>「心身すこやかネットワーク」については、大学とも協力し、更なる重要課題として取り上げていく方針。</p>	

関係機関・団体名	福島県精神保健福祉協会
取組み(事業)の名称	精神保健福祉の広報活動
取組み(事業)開始年度	昭和31年
主な対象者	全ての県民
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 心の健康を維持し向上させていくためには、個人のみでは不十分であり組織的な活動が必要であることから、精神保健福祉に関する活動を通して、県民の心の健康の向上を目指す。</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報普及活動 <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「心の健康」の発行：年1回 ・啓発冊子「心の健康づくりのために」の発行 内容：第45回精神保健福祉東北大会の紹介 特別講演 「学校・生徒の心への問題」－地域がいやす生徒の心－ シンポジウム 「軽度発達障害を持つ児童・生徒への支援をめぐる」 ◆ 協会会員を対象とした講演の実施 内容：「うつ病の予防について」 ◆ 後援・共催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福島いのちの電話公開講座 ・精神医療21世紀シンポジウムiniふくしま2006 ・第6回心うつくしまふくしまフォーラム <p>○ 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 心の健康についての啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌等の発行を通じて、精神保健福祉活動の知識の普及と広報を実施するとともに、心の健康についての正しい知識と情報を関係機関等に広く提供。 ・「精神保健福祉に関する小冊子」の作成に向けた準備（資料収集・検討）。 ・精神保健に関する講座や、交流会、研修会等への情報提供。 ◆ 協会会員を対象とした講演の実施 内容：「うつ病の予防について」 ◆ 後援・共催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・精神医療21世紀シンポジウムiniふくしま ・第7回心うつくしまふくしまフォーラム <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画 今後も、県民の心の健康の向上を目的に、精神保健福祉の広報活動を実施する。</p>	

関係機関・団体名	福島労働局
取組み(事業)の名称	過重労働対策の推進
取組み(事業)開始年度	平成14年度
主な対象者	労働者
事業内容等	
<p>1 取組み(事業)の目的 過重労働による健康障害の防止</p> <p>2 取組み(事業)の計画、内容</p> <p>○ 平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 長時間労働者にかかる医師によるメンタル面を含む面接指導制度の周知徹底（労働者50人以上の事業場が対象） ◆ 労働時間管理の徹底（長時間労働の抑制） ◆ 健康診断の実施等健康管理の徹底（メンタル指針の周知啓発） <p>○ 平成19年度 平成18年度に同じ。</p> <p>○ 平成20年度以降の取組み・計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 長時間労働者にかかる医師によるメンタル面を含む面接指導制度の周知徹底（全事業場が対象） ◆ 労働時間管理の徹底（長時間労働の抑制） ◆ 健康診断の実施等健康管理の徹底（メンタル指針の周知啓発） 	

3 市町村における自殺対策の主な取組み及び担当窓口

(1) 市町村における自殺対策の主な取組み

市町村名	福島市	担当課等	健康推進課 長寿福祉課 障がい福祉課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 健康セミナー（健康推進課） 「うつ病を正しく知ろう」……全市民対象</p> <p>2 65歳以上の方を対象に生活機能評価を実施し、必要な人には相談対応を行った。（長寿福祉課）</p> <p>3 「こころの健康」に関する講座（健康推進課、障がい福祉課）</p> <p>(1) 「こころとからだの健康講座」……中央町婦人会対象</p> <p>(2) 「ストレスとの上手なつきあい方」……渡利地区事後指導会受講者</p> <p>(3) 「こころとからだのメンテナンス講座」……蓬萊地区住民</p> <p>(4) 「こころの健康講座」……信夫地区住民</p> <p>(5) 「高齢者のこころの健康」……本内地区老人クラブ</p> <p>(6) 「思春期のこころの成長を考える」、「ストレスと上手に付き合う方法」……東部地区・北信地区住民</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 健康セミナー（健康推進課） 「ライフサイクルとこころの健康」……全市民対象</p> <p>2 65歳以上の方を対象に生活機能評価を実施し、必要な人には相談対応を行っている。（長寿福祉課）</p> <p>3 こころの健康講座……地区開催（健康増進課、障がい福祉課）</p>			

市町村名	郡山市	担当課等	保健所地域保健課 市役所長寿福祉課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 一次予防</p> <p>(1) こころの健康講座の開催：1回（うつ予防）（保健所地域保健課）</p> <p>(2) 介護予防一般高齢者対策のうつ予防支援としてパンフレット、チラシ等の配付による知識の普及、啓発（市役所長寿福祉課）</p> <p>2 二次予防</p> <p>(1) 相談窓口の開設（保健所地域保健課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における電話・来所相談（平日午前8時30分～午後5時） ・駅前相談室開設（月曜日を除く毎日午前10時～午後7時まで） ・精神科医による相談（22回） <p>(2) 介護予防特定高齢者施策として介護予防に関する生活機能評価「基本チェックリスト」を使ってアセスメントし、閉じこもり、うつの恐れのある人に対して訪問指導を実施（市役所長寿福祉課）</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 一次予防</p> <p>(1) こころの健康講座の開催：地域ごと13回開催予定（保健所地域保健課）</p> <p>テーマ：「こころといのちを支える」～自殺を防ぐためにできること～ （講演会終了後アンケート調査を実施） （担当職員の研修会参加）</p> <p>(2) 介護予防一般高齢者対策のうつ予防支援としてパンフレット、チラシ等の配付による知識の普及、啓発（市役所長寿福祉課）</p> <p>2 二次予防</p> <p>(1) 相談窓口の開設（保健所地域保健課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における電話・来所相談 ・駅前相談室における電話・来所相談 ・精神科医による相談（18回） ・うつ病家族教室の開催（2回1コース） <p>(2) 介護予防特定高齢者施策として介護予防に関する生活機能評価「基本チェックリスト」を使ってアセスメントし、閉じこもり、うつの恐れのある人に対して訪問指導を実施（市役所長寿福祉課）</p>			

市町村名	二本松市	担当課(係)	本庁健康増進課 各支所保健福祉課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 広報等による普及啓発 旧安達町における平成17年度「こころの健康調査」結果等を広報にて周知を図った。</p> <p>2 こころの健康づくり講座 ・会場：本庁、各支所会場（全4カ所） ・テーマ：「中高年の心の健康」・・・・・・・・本庁、東和支所 講師 精神科医 テーマ：「音楽でリラックス」・・・・・・・・安達、岩代支所 講師 音楽療法士</p> <p>3 調査研究事業 「こころの健康調査」（岩代地区） ・対象：70～85歳の介護保険利用者の一部を除く全数 ・調査結果を19年度の事業に繋げる</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 広報等による普及啓発 岩代地区における平成18年度「こころの健康調査」結果等を広報にて周知を図る。</p> <p>2 こころの健康づくり講座 ・会場：本庁、各支所会場（全4カ所） ・テーマ：「音楽でリラックス」・・・・・・・・本庁、東和支所 講師 音楽療法士 テーマ：「中高年の心の健康」・・・・・・・・安達、岩代支所 講師 精神科医</p> <p>3 「こころの健康調査」事後指導 「こころの健康調査」で心の悩みがある者で訪問を希望する者に対して訪問指導を実施。</p> <p>4 相談・家庭訪問等による支援（随時）</p>			

市町村名	大玉村	担当課(係)	健康福祉課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 こころの健康・自殺予防対策事業（県との共同事業）</p> <p>(1) うつ病及び自殺予防対策検討会の開催 （健康づくり推進協議会を検討会として位置づけ）</p> <p>(2) うつスクリーニングの実施</p> <p>① 一次スクリーニング 40～60歳までの住民を対象に「こころの健康に関するアンケート調査」を実施し、うつ・自殺等についての実態調査を行った</p> <p>② 二次スクリーニング 一次スクリーニング陽性者に対して面接調査</p> <p>(3) うつ病及びうつ病予備軍と診断された住民の支援</p> <p>① こころの健康相談や家庭訪問等による個別支援</p> <p>② 要医療者への受診状況の確認及び受診勧奨</p> <p>(4) 普及啓発</p> <p>① アンケート調査配布回収協力者の保健推進員を対象とした研修会の開催 講演：「ストレスとうつ病について」 講師：精神科医</p> <p>② チラシ作成配布・冊子配布 一次スクリーニング結果配布時にチラシ配布</p> <p>(5) 職員研修</p> <p>2 こころの健康相談（臨床心理士）の開催：12回</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 こころの健康・自殺予防対策事業（県との共同事業）</p> <p>(1) うつ病及び自殺予防対策検討会の開催</p> <p>(2) 平成18年度事業の二次スクリーニング要医療・要観察者への事後フォロー</p> <p>(3) 普及啓発</p> <p>① 人間ドック受診者（35～70歳対象）へこころの健康・ストレスへの対処法・相談窓口などのチラシを配布</p> <p>② 2歳児健診において、母親（特に20～30歳代女性）に対してストレスへの対処法等についての啓発</p> <p>③ ヘルスアップ教室において、主に40～50歳代の方に対してストレスへの対処法等についての啓発</p> <p>④ 警察署、寺等に遺族（喪失体験者）へ向けたメッセージチラシの配布</p> <p>⑤ 広報誌にこころの健康に関する記事の掲載</p> <p>⑥ 商工会を窓口村内事業所のこころの健康づくり対策の実態把握</p> <p>⑦ 保健推進員会議でうつ病予防に関する講話の実施</p> <p>2 こころの健康相談（臨床心理士）の開催：12回</p>			

市町村名	玉川村	担当課(係)	健康福祉課（保健センター内）
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 こころの健康・自殺予防対策事業（県との共同事業）</p> <p>(1) こころの健康づくり事業関係職員の事業検討会</p> <p>(2) うつスクリーニング調査</p> <p>① 一次スクリーニング（住民検診時に実施）</p> <p>② 二次スクリーニング（専門医師による面接調査） →一次スクリーニング陽性者が対象</p> <p>(3) うつ病及びうつ病予備軍と診断された住民の支援</p> <p>① こころの健康教室の開催</p> <p>② 定期的な家庭訪問</p> <p>(4) 普及啓発</p> <p>① リーフレットの配布</p> <p>② 広報への記事の連載『元気な心・疲れた心』</p> <p>(5) 講演会の開催 『こころを健康にする講演会』</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 こころの健康・自殺予防対策事業（県との共同事業）</p> <p>(1) こころの健康づくり事業関係職員の事業検討会</p> <p>(2) うつスクリーニング調査</p> <p>① 一次スクリーニング（住民検診時に実施）</p> <p>② 二次スクリーニング（専門医師による面接調査） →一次スクリーニング陽性者が対象</p> <p>(3) うつ病及びうつ病予備軍と診断された住民の支援</p> <p>① こころの健康教室の開催</p> <p>② 定期的な家庭訪問</p> <p>(4) 普及啓発</p> <p>① リーフレットの配布</p> <p>② 広報への記事の連載『元気な心・疲れた心』</p> <p>(5) 講演会の開催 自死遺族の会に講演依頼予定</p> <p>(6) 職域への啓発</p> <p>① 村内企業での精神科医師による講演会（予定）</p> <p>② 村内企業の労働組合での講演会（予定）</p>			

市町村名	鮫川村	担当課(係)	住民福祉課 企画調整課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 相談・訪問活動等</p> <p>(1) 民生委員による一人暮らし高齢者の訪問活動（住民福祉課住民福祉係）</p> <p>(2) 弁護士による心配事相談（住民福祉課住民福祉係）</p> <p>(3) 高齢者家庭訪問及び介護家族教室の開催（地域包括支援センター）</p> <p>(4) 電話・面接等の個別相談（随時）（住民福祉課国保健康係）</p> <p>2 教育・普及啓発（住民福祉課国保健康係）</p> <p>(1) 思春期ふれあい体験学習：小学生（6年生）</p> <p>(2) 思春期保健講座：中学生（1～3年生）</p> <p>(3) 思春期相談会：年1回</p> <p>(4) 広報による普及・啓発 広報さめがわ9・10月号に記事掲載 「こころキラリ健康生活のススメ～心と体はいつも一緒～」</p> <p>(5) 心の相談会の開催（精神：3回、認知症：1回）</p> <p>3 消費トラブル相談（随時）（企画調整課）</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 相談・訪問活動等</p> <p>(1) 民生委員による一人暮らし高齢者の訪問活動（住民福祉課住民福祉係）</p> <p>(2) 弁護士による心配事相談（住民福祉課住民福祉係）</p> <p>(3) 高齢者家庭訪問及び介護家族教室の開催（地域包括支援センター）</p> <p>(4) 電話・面接等の個別相談（随時）（住民福祉課国保健康係）</p> <p>(5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築（地域包括支援センター）</p> <p>2 教育・普及啓発（住民福祉課国保健康係）</p> <p>(1) 思春期ふれあい体験学習：小学生（6年生）</p> <p>(2) 思春期保健講座：中学生（1～3年生）</p> <p>(3) 思春期相談会：年1回</p> <p>(4) 広報による普及・啓発 広報さめがわ9月号に記事掲載 「いのちの電話」、「自殺予防デー」の紹介</p> <p>(5) 心の相談会の開催（精神：3回、認知症：1回）</p> <p>(6) 保健推進員への健康教育</p> <p>3 介護予防特定高齢者施策の実施</p> <p>4 消費トラブル相談（随時）（企画調整課）</p>			

市町村名	柳津町	担当課(係)	町民課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自殺予防対策検討会の開催 2 うつスクリーニングの実施 3 こころの健康教室の開催 4 普及啓発（チラシ配布、広報誌への掲載） 5 自殺予防対策キャンペーン（講演会） <p>○ 平成19年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普及啓発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講演会の開催 (2) 地区での健康教育 (3) 健康福祉まつりの開催 (4) 広報誌、ホームページの活用 2 こころの健康相談会：年2回 3 スクリーニングの実施 自己チェックの機会として実施 （基本検診、町内企業・事業所等） 4 ハイリスク者への支援 5 体制整備 自殺予防対策検討会の開催 			

市町村名	檜枝岐村	担当課(係)	住民課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 心の健康づくり検討会：年2回</p> <p>2 心の健康調査 40歳以上の村民にうつスクリーニングを実施</p> <p>3 うつ病に対する正しい知識の普及啓発</p> <p>4 うつ病及びうつ病予備軍への支援</p> <p>① 健康教育</p> <p>② 要支援者への訪問</p> <p>5 身近な相談体制づくり ふれあい相談員の育成</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 心の健康調査 40歳以上の村民にうつスクリーニングを実施</p> <p>2 うつ病に対する正しい知識の普及啓発</p> <p>3 うつ病及びうつ病予備軍への支援</p> <p>① 健康教育</p> <p>② 要支援者への訪問</p> <p>4 身近な相談体制づくり ふれあい相談員の育成</p>			

市町村名	飯舘村	担当課(係)	健康福祉課
取組み（事業）の計画、内容			
<p>○ 平成18年度</p> <p>1 こころの健康教室（うつ、閉じこもり、自殺予防活動実施計画） 特定高齢者に対し、うつ病及びうつ病予備軍を早期に発見し、医療に結びつけるとともに、「こころの健康教室」の開催や、訪問により、「声かけ・見守り」など、地域に根ざした、「うつ、閉じこもり、自殺予防活動」を展開し、要介護状態の悪化防止に繋げる。</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医師による診断相談会 ② 高リスク高齢者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援計画（ケアプラン）の作成 ・こころの健康教室の開催 ・既存教室（ミニデイサービス）を活用した普及啓発 <p>(2) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定高齢者及び昨年の自殺予防教室参加者 ② 保健師の訪問による高リスク高齢者 <p>2 こころの健康講演会 うつ病の症状、原因、予防方法についての知識の普及 ・テーマ：「働き盛り世代のこころの健康法」</p> <p>3 人材育成 保健協力員や民生委員、ミニデイサービス担当者を対象とした各種講演会等の開催</p> <p>○ 平成19年度</p> <p>1 こころの健康教室の開催</p> <p>2 うつスクリーニング未実施者への関与</p> <p>3 ミニデイサービス不参加者の発掘</p>			

(2) 市町村の担当窓口

●県北地域

市町村名	課(係)名等	電話番号	FAX番号
福島市	障がい福祉課精神保健福祉係	024-525-3796	024-533-5263
二本松市	健康増進課保健指導係	0243-55-5110	0243-23-6662
伊達市	健康推進課健康企画係	024-575-1148	024-576-7199
本宮市	市役所 保健福祉課健康づくり係	0243-33-1111 内線133	0243-34-3138
	白沢総合支所 保健福祉課保健係	0243-44-4188	0243-64-2715
桑折町	福祉介護課地域福祉チーム	024-582-1134	024-582-1180
国見町	保健福祉課福祉グループ	024-585-2793	024-585-2181
川俣町	保健福祉課保健福祉係	024-566-2111	024-565-2888
飯野町	保健福祉課保健介護班	024-562-4307	024-562-2114
大玉村	健康福祉課健康推進係	0243-48-3130	0243-68-2789

●県中地域

市町村名	課(係)名等	電話番号	FAX番号
須賀川市	市民健康課保健指導係	0248-73-2188	0248-73-2190
田村市	保健課保健衛生係	0247-81-2271	0247-81-2522
鏡石町	健康福祉課健康グループ	0248-62-2115	0248-62-6019
天栄村	健康福祉課健康増進グループ	0248-82-3800	0248-82-3545
石川町	保健福祉課健康増進係	0247-26-8416	0247-26-8410
玉川村	健康福祉課保健衛生係	0247-37-1024	0247-57-4620
平田村	健康福祉課健康増進グループ	0247-55-3119	0247-55-3566
浅川町	保健センター 住民保健課保健衛生係	0247-36-4722	0247-36-4732
古殿町	生活福祉課社会福祉係	0247-53-4616	0247-53-3154
	健康管理センター	0247-53-4038	0247-32-1033
三春町	保健福祉課健康づくりグループ	0247-62-3166	0247-62-5110
小野町	健康福祉課健康班	0247-72-6934	0247-72-3121

●県南地域

市町村名	課(係)名等		電話番号	FAX番号
白河市	健康増進課成人保健係		0248-27-2112	0248-24-5525
西郷村	健康推進課高齢者福祉係		0248-25-3910	0248-48-1049
泉崎村	保健福祉課保健係		0248-54-1333	0248-54-1353
中島村	保健福祉課健康増進係		0248-52-2174	0248-43-2273
矢吹町	保健福祉課健康増進室		0248-44-2300	0248-42-2138
棚倉町	健康福祉課健康づくり係		0247-33-7801	0247-33-7820
矢祭町	健康福祉課健康づくりグループ		0247-46-2097	0247-46-3480
塙町	保健福祉課保健衛生係		0247-43-2115	0247-43-2116
鮫川村	住民福祉課	住民福祉係	0247-49-3113	0247-49-2651
		国保健康係	0247-49-3112	

●会津地域

市町村名	課(係)名等	電話番号	FAX番号
会津若松市	健康増進課保健指導グループ	0242-39-1245	0242-32-4460
喜多方市	保健課健康係	0241-24-5223	0241-25-7073
	熱塩加納総合支所 市民課保健福祉係	0241-36-2113	0241-36-2191
	塩川総合支所(いきいきゆた-) 市民課保健福祉係	0241-28-1251	0241-28-1252
	山都総合支所 市民課保健福祉係	0241-38-3824	0241-38-3899
	高郷総合支所 市民課保健福祉係	0241-44-2113	0241-44-2369
北塩原村	住民ふれあい課健康づくり班	0241-28-3733	0241-28-3735
西会津町	保健センター 健康福祉課健康支援係	0241-47-2306	0241-47-2380
磐梯町	町民課保健福祉グループ	0242-74-1216	0242-73-2115
猪苗代町	保健福祉課健康づくり業務	0242-62-2115	0242-62-2123
会津坂下町	健康管理センター 生活部健康増進班	0242-83-1000	0242-83-1757
湯川村	保健センター 住民税務課保健係	0241-27-3110	0241-28-1055
柳津町	町民課保健衛生班	0241-42-2118	0241-42-3419
三島町	町民課保健福祉係	0241-48-5565	0241-48-5544
金山町	保健福祉課保健福祉係	0241-55-3408	0241-55-3412
昭和村	保健福祉課保健福祉係	0241-57-2648	0241-57-2649
会津美里町	健康福祉課健康増進係	0242-78-2112	0242-78-3045

●南会津地域

市町村名	課(係)名等	電話番号	FAX番号
下郷町	生活課健康福祉班福祉係	0241-69-1199	0241-69-1134
檜枝岐村	住民課保健指導係	0241-75-2502	0241-75-2511
只見町	保健福祉課保健班	0241-84-7005	0241-84-7008
南会津町	健康福祉課社会福祉係	0241-62-6170	0241-62-1288

●相双地域

市町村名	課(係)名等	電話番号	F A X 番号
相馬市	保健センター健康増進係	0244-35-4477	0244-35-4258
南相馬市	健康づくり課健康推進係	0244-23-3680	0244-23-4525
広野町	町民課福祉環境グループ	0240-27-2115	0240-27-4052
楡葉町	総務課行政係	0240-25-2111	0240-25-5564
富岡町	健康福祉課健康づくり係	0240-22-9013	0240-22-7217
川内村	保健福祉課保健福祉係	0240-38-2941	0240-39-0555
大熊町	住民課福祉係	0240-32-2111	0240-31-0078
双葉町	保健福祉課保健衛生係	0240-33-2111	0240-33-2936
浪江町	子育て・健康増進課健康係	0240-34-4581	0240-35-5555
葛尾村	住民生活課住民生活係	0240-29-2112	0240-29-2123
新地町	健康福祉課健康係	0244-62-2096	0244-62-5061
飯舘村	健康福祉課健康係	0244-42-1619	0244-42-1600

●中核市

市町村名	課(係)名等	電話番号	FAX番号
郡山市	保健所 地域保健課精神・難病担当	024-924-2163	024-934-2960
	市役所 長寿福祉課(高齢者のうつ 対策)地域生活支援係	024-924-2401	024-934-8971
いわき市	保健所 地域保健課保健予防係	0246-27-8595	0246-27-8600

4 各種相談窓口一覧

○さまざまな心の悩みや自殺に関連する心の悩みに関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県県北保健福祉事務所	精神障がい者の社会復帰、ひきこもり、こころの健康、アルコール問題等に関する相談など、精神保健福祉全般に関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-534-4300	面接については予約が必要な場合あり
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7811	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5649	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5275	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0305	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1132	
福島県精神保健福祉センター	・ひきこもり、精神障がい者の社会復帰、精神保健福祉全般に関する相談 ・自殺（自死）で家族や友人等をなくされた方の悩みなどに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-535-3556	面接は予約制
こころの電話相談（福島県精神保健福祉センター）	こころの悩み全般に関する相談	電話 月～金曜日 9:00～16:00	024-535-5560	
社会福祉法人 福島いのちの電話	・自殺を考えている、自殺したいほど苦しんでいる方などの相談 ・不安や孤独でつらい思いを抱いている方などの相談	電話 ・通常：10:00～22:00（年中無休） ・フリーダイヤル 毎月10日（8:00～翌日8:00）（H19年9月～H20年3月）	通常電話 024-536-4343 フリーダイヤル 0120-738-556	

○多重債務に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県消費生活センター	多重債務に関する無料法律相談	面接 毎月第2・第4木曜日 13:00～17:00	024-521-0999	予約制

○消費生活に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県消費生活センター	商品購入や消費又は役務の利用等で生じた苦情や消費者被害に関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	024-521-0999	
福島県県北地方振興局			024-521-7621	
福島県県中地方振興局		024-935-1295		
福島県県南地方振興局		0248-23-1548		
福島県会津地方振興局		0242-29-5295		
福島県南会津地方振興局		0241-62-2061		
福島県相双地方振興局		0244-26-1144		
福島県いわき地方振興局		0246-24-6203		

○生活保護等に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県保健福祉部 地域福祉グループ	生活困窮者からの生計維持のための様々な相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7323	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4301	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7812	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5483	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5280	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0307	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1136	
福島県社会福祉協議会	生活福祉資金貸し付けに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-523-1250	

〇いじめに関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
いじめ電話相談 「福島いじめSOS24」	いじめ問題に関する相談	電話（常時）	0120-916-024	
ダイヤルSOS 福島県県北教育事務所	いじめ問題や不登校等 学校不応答問題等の相談	電話・面接 月～金曜日 10:00～17:00	0120-899-711	
ダイヤルSOS 福島県県中教育事務所			0120-899-712	
ダイヤルSOS 福島県県南教育事務所			0120-899-713	
ダイヤルSOS 福島県会津教育事務所			0120-899-714	
ダイヤルSOS 福島県南会津教育事務所			0120-899-715	
ダイヤルSOS 福島県相双教育事務所			0120-899-716	
ダイヤルSOS 福島県いわき教育事務所			0120-899-717	
福島県教育センター				
いじめ110番 福島県警察県民サービスセンター	いじめ問題に関する相談	電話 月～金曜日 9:00～17:00	0120-795-110	

○子どもや子育てに関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
ヤングテレホン 福島県警察県民サービスセンター	少年や保護者が抱えている不安や悩みごとについての相談	電話 月～金曜日 9:00～17:00	024-536-4141	
思春期相談ほっとライン 福島県県北保健福祉事務所	・からだや性に関する相談 ・性感染症や妊娠の心配ことに関する相談	電話・メール・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-535-5615 peer@pref.fukushima.jp	面接は予約制
思春期相談ほっとライン 福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7822 teens_kentyuu@pref.fukushima.jp	
思春期相談ほっとライン 福島県県南保健福祉事務所			0248-21-0067 teens_kennan@pref.fukushima.jp	
思春期相談ほっとライン 福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5347 remon_izu@pref.fukushima.jp	
思春期相談ほっとライン 福島県南会津保健福祉事務所			0241-62-1700 teen_minamiaidu@pref.fukushima.jp	
思春期相談ほっとライン 福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1186 teen_sousou@pref.fukushima.jp	
福島県県北保健福祉事務所 福島県県中保健福祉事務所 福島県県南保健福祉事務所 福島県会津保健福祉事務所 福島県南会津保健福祉事務所 福島県相双保健福祉事務所	・不妊に関する相談 ・妊産婦、乳幼児、未熟児に関する相談 ・身体障がいや病気のお子さんの療育に関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-534-4155 0248-75-7810 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134	面接は予約が必要な場合あり
福島県中央児童相談所 福島県県中児童相談所 福島県県中児童相談所 白河相談室 福島県会津児童相談所 福島県会津児童相談所 南会津相談室 福島県浜児童相談所 福島県浜児童相談所 南相馬相談室	児童虐待など児童に関するあらゆる相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-534-5101 024-935-0611 0248-22-5648 0242-23-1400 0241-63-0309 0246-28-3346 0244-26-1135	
子どもと家庭テレフォン相談 福島県中央児童相談所		祝日と年末年始を除く 9:00～20:00	024-536-4152	
子どもと家庭メール相談 福島県中央児童相談所		常時	http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/index.html	

ODVなど女性に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県男女共生センター	男女が日常生活の中で直面する悩みに関する相談	電話・面談 火・木～日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 水曜日 13:00～17:00 18:00～20:00	0243-23-8320	面接は予約制
福島県女性のための相談支援センター	女性に関するあらゆる相談	電話・面接 祝日と年末年始を除く 9:00～21:00	024-522-1010	
福島県県北保健福祉事務所		電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-534-4118	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7809	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5647	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5278	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0305	
福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134			

○母子家庭等に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県保健福祉部 児童家庭グループ	母子・寡婦の福祉などに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7176	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4118	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7809	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5647	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5278	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0305	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1134	
福島県母子家庭等就業・自立支援センター（福島県社会福祉協議会）	ひとり親家庭の就業に関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	024-521-5699	

○高齢者に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
高齢者総合相談センター （福島県社会福祉協議会）	高齢者やその家族が抱える悩みや心配ごとなどに関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	024-524-2225 choju@fukushimakensyakyu.or.jp	巡回相談あり
福島県保健福祉部 高齢保健福祉グループ	高齢者の身体拘束に関する相談	電話 月・水・木曜日 9:00～16:30	024-521-7533	
	高齢者の保健や福祉に関する相談	電話 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7163	
福島県県北保健福祉事務所	・高齢者の保健や福祉に関する相談 ・高齢者やその家族が抱える介護に関する悩みや心配ごとなどに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-534-4156	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7808	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5478	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5272	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0305	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1133	
福島県いわき地方振興局	・高齢者の保健や福祉に関する相談 ・高齢者やその家族が抱える介護に関する悩みや心配ごとなどに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	0246-24-6204	

○障がい者に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県保健福祉部 障がい者支援グループ	身体障がい者や知的障がい者及びその家族が抱える悩みや心配ごとに関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7169	
障がい者総合福祉センター			電話 024-521-7649 FAX 024-521-7983	
			024-534-4300	
			0248-75-7811	
			0248-22-5649	
			0242-29-5275	
			0241-63-0304	
			0244-26-1132	
視覚障がい者生活支援センター	視覚障がい者に関する相談	電話・面接 火～日曜日 9:00～16:00 (月曜日、祝祭日除く)	電話・FAX 024-535-5275	
障がい者110番 障がい者社会参加推進センター	障がい者に関する様々な相談	電話 月～金曜日 8:30～17:00	電話 024-528-7110 FAX 024-522-7210	

○医療や難病に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県医療相談センター 福島県保健福祉部医療看護グループ	相談者本人やその家族がもつ医療に関連した苦情や悩みごとに関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～16:00	024-522-4546	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4103	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7817	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5479	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5512	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0306	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1330	
福島県難病相談支援センター	難病患者・家族等がかかえる療養や日常生活における悩みや心配ごとに関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～16:00	024-521-7961	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4161	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7814	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5443	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5508	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0306	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1138	

○エイズや肝炎に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県保健福祉部医療看護グループ	エイズや肝炎への感染の不安、予防、医療に関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7238	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4113	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-4338	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-6405	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5514	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-62-1156	
福島県相双保健福祉事務所			0244-23-7448	

○薬物問題に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県保健福祉部薬務グループ	覚せい剤など薬物の乱用に関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7233	
福島県県北保健福祉事務所			024-534-4103	
福島県県中保健福祉事務所			0248-75-7817	
福島県県南保健福祉事務所			0248-22-5479	
福島県会津保健福祉事務所			0242-29-5512	
福島県南会津保健福祉事務所			0241-63-0306	
福島県相双保健福祉事務所			0244-26-1328	
福島県精神保健福祉センター	薬物乱用者・依存者及びその家族を対象とした薬物関連の問題に関する相談	電話 月～金曜日 8:30～17:15 面接（医師等） 毎月第2金曜日 13:30～16:00	024-535-3556	面接は予約制

○金融・経営に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県産業振興センター （福島県経営支援プラザ）	中小企業の経営改善など経営上の課題や取組みに関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	電話 024-525-4039 FAX 024-525-4036	
福島県商工労働部金融グループ	・県登録貸金業者に関する苦情や問い合わせ	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7276	
	・中小企業の資金繰りに関する相談		024-521-7291	

○労働・就業に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
労働相談フリーダイヤル	解雇、賃金・労働時間等の労働条件や職場の人間関係に関する相談	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	0120-610-145	
福島県就職サポートセンター 〈本所〉	若年者、フリーター等の職業相談・情報提供	電話・面接 月～土曜日 10:00～19:00	電話 024-525-0047 FAX 024-533-4115 fuk- corasse@aioros.ocn.n e.jp	
福島県就職サポートセンター 〈サポートコーナーみなみそうま〉		電話・面接 月～土曜日 10:00～19:00	電話 0244-25-3203 FAX 0244-23-3718 m- souma@silk.ocn.ne.jp	
福島県就職サポートセンター 〈郡山土日相談窓口〉		電話・面接 土・日曜日 10:00～19:00	070-5450-2302	
ニート相談ダイヤル 福島県商工労働部雇用対策グループ	ニートに関する悩みごと・困りごとに関する相談 ※メールによる相談も受け付けています。詳しくは福島県就職サポートセンターホームページをご覧ください。	電話 月～金曜日 9:00～17:00	0120-098-209	巡回相談あり
県北障がい者就業サポートセンター	障がい者の職業相談・情報提供	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	024-557-2804	
県南障がい者就業サポートセンター			0248-42-2012	
相双障がい者就業サポートセンター			0244-22-2471	

○犯罪に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
警察総合相談コーナー 福島県警察県民サービスセンター	犯罪等の未然防止をはじめ県民の安全と平穏等についての相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～17:00	024-533-9110	
ふくしま被害者支援センター	犯罪や交通事故の被害者が抱える様々な不安や悩みごとに関する相談・支援	電話・面接 月～金曜日 10:00～16:00	024-533-9600 （FAX兼用）	
犯罪被害者等総合相談 福島県生活環境部人権男女共生グループ	犯罪被害等に関する各種相談窓口の紹介	電話・面接 月～金曜日 8:30～17:15	024-521-7188	

○県政に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県庁県政相談室	県政に関する相談・要望などをはじめ、県民生活に関する相談	電話・面接 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	0120-899-721	巡回相談あり
福島県県中地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-722	
福島県県南地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-723	
福島県会津地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-724	
福島県南会津地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-725	
福島県相双地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-726	
福島県いわき地方振興局 県政相談コーナー			0120-899-727	

○交通事故に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
福島県庁県政相談室	交通事故の損害賠償・示談などに関する相談	電話・面接 月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	024-521-4281	巡回相談あり
福島県県中地方振興局 県政相談コーナー			024-935-1225	
福島県会津地方振興局 県政相談コーナー			0242-29-5225	
福島県いわき地方振興局 県政相談コーナー			0246-24-6008	

○在住外国人の生活に関する相談

相談窓口の名称（設置場所）	受付相談内容等	相談方法、受付時間等	電話番号等	備考
(財)福島県国際交流協会	在住外国人の生活面での困りごとなどに関する相談（多言語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語）で対応）	電話・面接 日本語・英語・中国語対応 火～土曜日 8:30～17:00 韓国語・タガログ語・ポルトガル語 水曜日 13:00～17:00	024-524-1315 (三者通訳電話) 024-524-1316 FAX 024-521-8308	